情報通信審議会　情報通信技術分科会　電波有効利用委員会
無線従事者制度の在り方検討作業班（第１回）
議事概要

1　日時
令和８年 10 月７日（水）10：00～12：00

2　場所
WEB 会議

3　議題
(1) 無線従事者制度の在り方検討作業班の設置について
(2) 無線従事者制度の現状について
(3) 意見交換
(4) その他

4　出席者（敬称略）
構成員：
藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授)、青木丈士（全国水産高等学校長協会 情報通信部会 事務局)、秋本修（(一社) 日本 UAS 産業振興協議会 理事)、石井義則（(一社) 情報通信ネットワーク産業協会 常務理事)、鹿子嶋憲一（茨城大学 名誉教授)、漢那太作（全日本海員組合政策局総合政策部部長)、木島利通（(一社) 全国漁業無線協会 専務理事)、黒坂達也（株式会社企 代表取締役、慶應義塾大学 X Dignity センター 副代表)、猿渡俊介（大阪大学大学院情報科学研究科教授)、重信英之（定期航空協会 部長)、鈴木陽一（日本放送協会 技術局 業務推進部チーフエンジニア)、高田潤一（東京科学大学 執行役副学長（国際担当）／環境・社会理工学院 教授)、玉井博史（(一社) 大日本水産会 事業部海事課 課長)、福田厳（東京海洋大学 学術研究院 海事システム工学部門 准教授)、宮寺好男（(一社) 全国船舶無線協会 専門部長)、村上朝章（(一社) 日本船主協会 海事人材部副部長)、毛利政之（KDDI 株式会社 コア技術統括本部 技術企画本部 電波部長)、森田耕司（(一社) 日本アマチュア無線連盟 会長)、森本聡（(一社) 日本民間放送連盟（株式会社フジテレビジョン テックアートデザイン局 テックアート戦略部 統括エンジニア 電波担当))、渡川洋人（(一社) 全国陸上無線協会 企画調査委員会技術部会 部会長）

オブザーバー：
大村大介（国土交通省 航空局 安全部 安全政策課 首席航空従事者試験官)、日下隆

（(公財）日本無線協会 専務理事)、倉橋誠（(一財）情報通信振興会 専務理事)、鈴木伸也（国土交通省 海事局 海技課 課長補佐)、夏賀邦明（(一財）日本アマチュア無線振興協会 専務理事)、前田崇徳（国土交通省海事局安全政策課船舶安全基準室長）

5　配布資料

資料１－１　無線従事者制度の在り方検討作業班の設置について
資料１－２　無線従事者制度の在り方検討作業班 運営方針（案）
資料１－３　無線従事者制度の現状について
資料１－４　藤井構成員提出資料
資料１－５　猿渡構成員提出資料
資料１－６　黒坂構成員提出資料
資料１－７　当面のスケジュール

6　議事概要

（１）　無線従事者制度の在り方検討作業班の設置について

事務局から、資料１－１及び資料１－２に基づき、作業班の設置・運営について説明が行われ、資料１－２のとおり運営方針を定めることが承認された。また、主任代理には猿渡構成員が指名された。

（２）　無線従事者制度の現状について

事務局から、資料１－３に基づき、無線従事者制度の現状について説明が行われた。説明後の質疑応答は以下のとおり。

（猿渡主任代理）

５ページから７ページについて、通信士、技術士、特殊無線技士という言葉はどのように使い分けされているか。

（事務局）

現行の無線従事者資格には、無線通信士、無線技術士、特殊無線技士、アマチュア無線技士といった名称がある。これらの名称の使い分けは、立法時の考え方まで遡る必要がある。基本的には無線通信士と無線技術士が規定されている。25 ページ以降の操作範囲に記載のとおり、無線通信士は総合、海上、航空の分野で通信操作を行うことを念頭に置いた資格、無線技術士は、技術操作を行うことを念頭に置いた資格となっている。特殊無線技士は政令に通信操作と技術操作の両方が規定されている。

（猿渡主任代理）

技術操作について、技術操作はより広い操作を含み、通信操作は狭い部分を含むという理解か。

（事務局）

通信操作と技術操作を広い・狭いで捉えるかは難しい。８ページで紹介しているように、昭和 25 年に電波法が制定された際、通信のイメージから操作を通信操作と技術操作に概念として整理したという経緯がある。モールス電信を送信する電鍵、キーボードを使って実際に通信を行う操作が通信操作と整理される。技術操作は、通信操作に対応して、無線設備の能力を最大に発揮するように調整する作業が想定されているというのが元々の考え方である。

（３） 意見交換

藤井主任から資料１－５、猿渡主任代理から資料１－６、黒坂構成員から資料１－７に基づき説明が行われた。説明後の意見交換は以下のとおり。

（猿渡主任代理）

資料１－４の 10 ページの研究開発について、研究開発において電波を発射して実験したい場合、今までは技術基準適合証明の取得、特定小電力無線局での実施、伝搬室を使用する等していたが、第一級陸上特殊無線技士を取得している場合、研究開発において電波を発射することは簡単になるか。

（藤井主任）

第一級陸上特殊無線技士は一定の電力まで多重無線通信を使用できるため、基本的には変調した無線通信は行える。ただし、無線免許は別途取得する必要があると認識している。ある資格を所持することで、電波を自由に発射していいという訳ではなく、実験局免許を取得すれば、ある資格を所持することで運用できる範囲は広くなると認識している。

（事務局）

資料１－３の 30 ページのとおり、研究に必要な範囲内の資格を所有することで、操作が可能となる。

（猿渡主任代理）

屋内で電波を発射する場合、送信出力が大きくなければ、電波が屋外へ漏洩は限

定的となる。周波数帯を適切に理解していれば、影響が生じないようにすることもできるため、少々難易度が高くてもよいので、研究者向けに屋内であれば比較的自由に実験できるような、実験局免許を取得しなくても研究開発を実施できる資格があると、研究開発がより活発になるのではないか。

（事務局）
御指摘いただいた研究開発における無線従事者の在り方についても、本作業班において整理・検討できればと考える。

（藤井主任）
ソフトウェア無線機の登場により、いろいろな無線機を作ることができるため、一定の資格の下に、干渉を与えない範囲でうまく運用できるというのは非常に魅力的。ただ、干渉を与えてしまったときの問題もあるため、この辺りは検討していただきたい。

（高田構成員）
無線従事者資格は終身制でよいのかという議論がある。免許自体は終身制でもよいが、アップデートする仕組みがなくてもよいのかという点は、今後の論点に入れた方が良い。他の免許制度には終身制となっているものはあまりないと思う。旧制度の時に取得した無線従事者免許を使うことができるのはありがたい反面、その時に使った知識と今必要な知識の間の相関が大変低いという課題がある。
人材育成について、猿渡主任代理から教育課程による免除のうち一部免除について実際に機能しているかという話があった。基礎知識が免除され、それより高度な知識が他の科目で要求されている中で、免除されることを卒業まで待つニーズは本当にあるのか。もし統計として何かデータがあれば教えていただきたい。工業高校等の養成課程の方が意義的には大きいところ、大学の科目免除と大学等の卒業による資格取得という話は切り離して考える必要がある。他方で、高校における状況については、次回以降のヒアリングでお話があるため、その辺りを留意した方が良い。

（事務局）
終身制度に関連して、無線技術、環境が随時変わっていく中で、無線従事者が知識をアップデートしていく必要があるとの認識はある。現在でも努力義務でフォローアップ研修も行われているが、今回の検討において議論できればと思っている。資料１－３の 23 ページの５番目の無線従事者の活用の在り方として、ワイヤレス関連知識の向上、ネットワークやセキュリティ等の知識について、どこまで扱うかも含めて、本作業班の中で議論いただきたい。

大学での科目取得との関係について、４つの取得方法の中で、大学等を卒業すれば一定の資格が取れるという取得方法を紹介したが、大学等で一定の科目を取得し、試験科目免除によって国家試験を受ける方法がある。どれくらいの方がその方法を活用しているかについて、今後事務局の方でも整理・調査し、本作業班でお示しし、本作業班の検討事項として整理させていただきたい。

（藤井主任）

大学卒業による資格の取得について、一陸特等のように卒業とともに取得できる資格について活用されている方は沢山いると思う。高田構成員より御指摘のあった、例えば、一陸技の科目免除のような形のものは、事例は少ないが、意外と免除する科目の幅が広く、勉強し直すのが面倒であり、学生にとってはその部分が免除になると、自分の専門性の高いところに集中することができるため、喜んでいる学生は多い。この辺りについて統計的にどうなのかは分からない。

（高田構成員）

学部を卒業して大学院に進学する前提だから嬉しいという話ではないだろうか。

（藤井主任）

大学院で一陸技を取得しようとした時に、学部の授業の幅広い範囲を再度勉強して試験を受け直すより、免除を受け、自分の専門性の範囲だけを勉強すればよいという意見は、私の周りの数名からは聞いている。

（黒坂構成員）

高田構成員の無線従事者免許の終身制について、参考的なコメントだが、医師免許は基本的に一度取得したら、何か問題が発生しない限りは、いわゆる死ぬまでは有効というものだが、実際には、医師免許だけではまともに仕事はできず、保険医制度の枠組みの中で適正な診療をしていること、また、知識的な部分では、専門医や認定医という仕組みがある。学会や医師会といった場で定期的に知見のアップデートをしていかなければ、専門的な技能はできない。例えば、麻酔についてはまめに更新しなければならないと聞いたことがある。麻酔の知識や新しい技術が出てきた時は、定期的に能力を上げていかなければならないという仕組みで技量を維持していることを以前調べたことがあり、こういった仕組みを参考にするということもあり得る。

幾つか検証できる類例があるため、事務局にも調べていただきたい。

（藤井主任）

弁護士や弁理士等の士業は特定の弁護士会や弁理士会に入っている必要があり、そこで研修を受けてアップデートしているケースはあり、それにより終身資格になっているということは多いと考える。学会との連携等、この業界でもいろいろ考えられるところではないか。そのため、最新機能のアップデートというところは今回の論点として検討する必要がある。

猿渡主任代理に情報系の資格との関係を御提起いただいたところ、IT パスポートや基本情報はどちらかというと個人の技能を測るもので、逆にその資格を取得できたから何ができる、何を運用できるということは性格が違うと考えるが、今回の御意見としては、運用のための必須免許というところに加えて、自分の技能を制度内に取り込むと色々な人が資格を取得してくれるのではないかという御提言と理解してよいか。

（猿渡主任代理）

システムを受注するときの入札案件に関わってくる場合があるため、微妙なラインである。Cisco や AWS も、案件を取るためにはある資格を持っている人を何人以上という条件があり、仕事ができるという意味では必須のため、会社にとって必要というパターンはある。

（藤井主任）

会社にとって必要になるという部分は、無線従事者はかなり強い側面を持っていると考えるが、給料アップや本人の能力を証明するという機能は、今はあまり果たしていないのではないかというのが御指摘だったか。

（猿渡主任代理）

そのとおり。

（黒坂構成員）

業務の受発注を含めた枠組みの一方、個人がより自分の能力を高めることにより、より高い対価や多くの事業機会を得るというような、個人のインセンティブというのを個人自身が当然持つわけだが、それをより高めるということは、例えば、ＩＴパスポートのように自分はこれだけのことができるということを証明するというところで、一定程度機能させることができる。制度設計だけでなく、産業界や業界団体等のその分野が一体となって取り組むことで初めて成立するようなケースもある。

入札要件を含めて厳格にやり過ぎると、競争政策等他に考えなければならない論点も出てくるが、現状、猿渡主任代理の資料のとおり、無線従事者のうち無線技士の受験者数が減少している観点より、産業全体を盛り上げてワイヤレス人材をより

活発に供給していくという観点で、業界も一体となって個人のインセンティブの枠組みが、仕事にも比較的違いところに近接するという状況を作っていくことは、現状、当面は正当化されるのではないか。前向きに検討してよいと考える。

（４） その他

事務局から、資料１－７に基づき、当面のスケジュールに関する説明が行われた。

以上